

# 能美市立病院訪問看護ステーション 利用料金表(医療保険)

◆基本利用料金:1回につき(看護師が訪問した場合)

令和8年6月1日改定

訪問回数/負担割合	全額	基本療養費※1	管理療養費1※2	訪問看護ベースアップ評価料1	訪問看護物価対応料1	利用者負担額			補足	
						1割	2割	3割		
月の初日	¥16,470	¥5,550	¥9,030	¥1,830	¥60	¥1,647	¥3,294	¥4,941		
2日目以降	週3日まで	¥8,580	¥5,550	¥3,010	—	¥20	¥858	¥1,716	¥2,574	※1 准看護師の場合や、専門の研修を受けた看護師による訪問の場合は金額が異なります ※2 機能強化型訪問看護管理療養費3の金額となります
	週4日以降	¥9,580	¥6,550	¥3,010	—	¥20	¥958	¥1,916	¥2,874	
入院中の外泊時の訪問看護	¥8,500	¥8,500	—	—	—	¥850	¥1,700	¥2,550	入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等の者は2回)に限り算定	

◆基本利用料以外:加算等

加算等(一部抜粋)	全額	利用者負担額			説明	
		1割	2割	3割		
退院時共同指導加算	¥8,000/回	¥800	¥1,600	¥2,400	保険医療機関又は介護保険施設に入院若しくは入所中の方に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合に算定される加算	
(※特別管理指導加算)	¥2,000/回	¥200	¥400	¥600	退院時共同指導加算の上乗せ加算 ※退院後、特別な管理が必要な者(特別管理加算の対象者)	
24時間対応体制加算Ⅰ	¥6,800/月	¥680	¥1,360	¥2,040	利用者の同意のもとに、利用者又は家族等に対して、24時間連絡体制にあり、必要時訪問看護を行う体制にある場合に算定	
特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理のうち重症度の高い場合 上記以外の場合	¥5,000/月 ¥2,500/月	¥500 ¥250	¥1,000 ¥500	¥1,500 ¥750	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合に算定
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問 1日に3回以上訪問	¥4,500/日 ¥8,000/日	¥450 ¥800	¥900 ¥1,600	¥1,350 ¥2,400	厚生労働大臣が定める疾病の対象者、特別管理加算・特別指示期間の対象者
長時間訪問看護加算		¥5,200/回	¥520	¥1,040	¥1,560	1回の訪問時間が、1時間30分を超える訪問を行った場合 ・特別管理加算・特別指示期間の対象者(1回/週まで) ・厚生労働大臣が定める者(3回/週まで) ・15歳未満 超重症児又は準超重症児(3回/週まで) ・15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げるもの(3回/週まで)
夜間・早朝訪問看護加算		¥2,100/回	¥210	¥420	¥630	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合に算定
深夜訪問看護加算		¥4,200/回	¥420	¥840	¥1,260	深夜(22時～6時)に訪問看護を行った場合に算定
乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者 上記以外の者	¥1,800/日 ¥1,400/日	¥180 ¥130	¥360 ¥260	¥540 ¥390	6歳未満の乳幼児に対し訪問看護を行った場合に算定
複数名訪問看護加算	同一建物内2人まで	¥4,500/週	¥450	¥900	¥1,350	利用者、又は家族の同意の上、他の看護師または看護補助者の複数名で同時に訪問看護を提供した場合に算定 別表⑦⑧に掲げる者、特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者、利用者の身体理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者、その他利用者の状況から判断して上記いずれかに準ずると認められた者
	同一建物内3人以上	¥4,000/週	¥400	¥800	¥1,200	
訪問看護ターミナルケア療養費1 訪問看護ターミナルケア療養費2		死亡月算定 1、¥25,000 2、¥10,000	¥2,500 ¥1,000	¥5,000 ¥2,000	¥7,500 ¥3,000	在宅で亡くなった利用者の死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、ターミナルケアを行った場合に算定 1、在宅で亡くなった利用者(看取り介護加算その他これに相当する加算を算定している利用者を除く) 2、特別養護老人ホーム等で亡くなった利用者(看取り介護加算等を算定している利用者に限る)
緊急訪問看護加算	イ:月14日目まで ロ:月15日以降	¥2,650/日 ¥2,000/日	¥265 ¥200	¥530 ¥400	¥795 ¥600	診療所又は在宅療養支援病院の医師の指示により訪問看護ステーションの看護師等が訪問した場合に算定
看護・介護職員連携強化加算		¥2,500/月	¥250	¥500	¥750	看護職員が、喀痰吸引等を行なう介護職員に対し、医師の指示の下、支援・連携した場合に算定
退院支援指導加算	長時間(90分超)の場合 上記以外の場合	¥8,400 ¥6,000	¥840 ¥600	¥1,680 ¥1,200	¥2,520 ¥1,800	退院した当日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合に算定 ※難病等及び特別管理加算の対象者
訪問看護情報提供療養費1		¥1,500/月	¥150	¥300	¥450	利用者の同意のもと、利用者の居住地の市長村保健所、精神保健センターに対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定
訪問看護情報提供療養費2		¥1,500/ 各年度1回	¥150	¥300	¥450	利用者の同意のもと、幼稚園、学校からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文章を提供した場合に算定 ※厚生労働大臣が定める疾病の対象者 (入園、入学、転園・転学の場合、月1回別に算定できる)
訪問看護情報提供療養費3		¥1,500/月	¥150	¥300	¥450	利用者の同意を得て、保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に訪問看護に係る情報を提供した場合に算定
在宅患者連携指導加算		¥3,000/月	¥300	¥600	¥900	利用者、又は家族の同意の上、医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護師等が患者又は家族へ指導等をおこなうとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合に算定。要介護者等は算定不可
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000/月	¥200	¥400	¥600	関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した利用者の診療情報等を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行なった場合に月2回に限り算定
訪問看護医療DX情報活用加算		¥50/月	¥5	¥10	¥15	オンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い訪問看護の提供を行った場合に算定
訪問看護医療情報連携加算		¥1,000/月	¥100	¥200	¥300	利用者の同意のもと、ICTを用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定

◆保険適用外:税抜き価格

項目	料金	説明
営業日以外の訪問看護(計画有)	¥1,000/日 (非課税)	土・日・祝日・年末年始(12/29～翌1/3)
営業日以外の訪問看護(計画無)	¥2,000/日 (非課税)	土・日・祝日・年末年始(12/29～翌1/3)
2時間を超える訪問看護	¥1,000/30分 (非課税)	
週3回を超える訪問看護	¥8,500/回 (非課税)	回数制限のない疾患者を除く
永眠時の処置	¥10,000/回 (課税)	
交通費	¥100/2km毎 (課税)	事業所より片道2km未満は無料
血糖測定	¥100/回 (課税)	
お薬カレンダー	¥100/セット (課税)	
衛生材料等	各自準備して頂きます	ガーゼ・手袋・カテーテル等